

こどもの権利条約		こどもの権利条例			
第1条	こどもの定義 18歳未満の全ての者	第2条	定義	第1号	18歳未満の者
第2条	差別の禁止	第4条	安心して生きる権利	第3号	あらゆる差別受けないこと。
第3条	こどもにもっともよいことを	条例全体(前文含む。)の理念			
第4条[国の義務] 第5条[親の指導を尊重する義務]		条例には規定しない。			
第6条	生きる権利	第4条	安心して生きる権利	第1号	生命が脅かされないこと
	育つ権利	第5条	自分らしく成長する権利	第1号	個性が大切にされ、自分の考えをもつこと
				第2号	個性を生かした活動をし、及びこれに応じた将来の進路を考えること
				第3号	学びの機会が確保され、自分の有する能力を伸ばすために必要な支援を受けること。
				第4号	プライバシーが守られ、及び名誉を傷つけられないこと。
第7条	名前・国籍を持つ権利	第4条	安心して生きる権利	第2号	愛情を受けながら育てられること。
				第4号	安全な環境で安心した生活を送ること。
第8条	名前・国籍・家族関係が守られる権利	第4条	安心して生きる権利	第2号	愛情を受けながら育てられること。
				第4号	安全な環境で安心した生活を送ること。
第9条	親と引き離されない権利	第4条	安心して生きる権利	第2号	愛情を受けながら育てられること。
				第4号	安全な環境で安心した生活を送ること。
第10条	別々の国にいる親と会える権利	第4条	安心して生きる権利	第4号	安全な環境で安心した生活を送ること。
第11条	よその国に連れ去られない権利	第4条	安心して生きる権利	第4号	安全な環境で安心した生活を送ること。
第12条	意見を表す権利	第6条	自分を守り、守られる権利	第1号	困っていることを相談し、及び助けを求めること。
		第7条	意見を述べる権利	第1号	自分の意見を述べる機会が与えられること
				第2号	自分の表明した意見が、成長及び発達 の程度、個性等を踏まえて適切に取り扱われること。

こどもの権利条約		こどもの権利条例			
第13条	表現の自由	第7条	意見を述べる権利	第1号	自分の意見を述べる機会が与えられること
				第3号	自分の意見を表明しようとするときは、必要な情報を得られること。
				第4号	自由に仲間と集まり、及び活動すること。
第14条	思想・良心・宗教の自由	第5条	自分らしく成長する権利	第1号	個性が大切にされ、及び自分の考えを持つこと。
第15条	結社・集会の自由	第7条	意見を述べる権利	第4号	自由に仲間と集まり、及び活動すること。
第16条	プライバシー・名誉の保護	第5条	自分らしく成長する権利	第4号	プライバシーが守られ、及び名誉を傷つけられないこと。
第17条	適切な情報の入手	第7条	意見を述べる権利	第3号	自分の意見を表明しようとするときは、必要な情報を得られること
第18条	こどもの養育はまず親の責任	第9条	保護者の役割	第1項	保護者は、こどもにこどもの権利が認められること及びこどもを一人の人間として尊重する必要があることを理解するものとする。
				第3項	保護者は、養育するこどもの健やかな成長に対し、第一義的な責任を有する。
第19条	あらゆる暴力からの保護	第4条	安心して生きる権利	第5号	虐待、体罰、いじめその他の心身に対する暴力及び不当な取扱いを受けないこと。
第20条	家庭をうばわれたこどもの保護	第6条	自分を守り、守られる権利	第2号	健やかに成長するために社会全体から必要な支援を受けること
第21条	養子縁組	第6条	自分を守り、守られる権利	第2号	健やかに成長するために社会全体から必要な支援を受けること
第22条	難民のこども	第6条	自分を守り、守られる権利	第2号	健やかに成長するために社会全体から必要な支援を受けること
第23条	障がいのあるこども	第6条	自分を守り、守られる権利	第2号	健やかに成長するために社会全体から必要な支援を受けること
第24条	健康・医療への権利	第6条	自分を守り、守られる権利	第3号	健康が保持され、適切な医療を受けること。

こどもの権利条約		こどもの権利条例			
第25条	施設に入っているこども	第6条	自分を守り、守られる権利	第2号	健やかに成長するために社会全体から必要な支援を受けること
第26条	社会保障を受ける権利	第6条	自分を守り、守られる権利	第2号	健やかに成長するために社会全体から必要な支援を受けること
第27条	生活水準の確保	第6条	自分を守り、守られる権利	第2号	健やかに成長するために社会全体から必要な支援を受けること。
第28条	教育を受ける権利	第5条	自分らしく成長する権利	第3号	学びの機会が確保され、自分の有する能力を伸ばすために必要な支援を受けること。
第29条	教育の目的	第5条	自分らしく成長する権利	第3号	学びの機会が確保され、自分の有する能力を伸ばすために必要な支援を受けること。
第30条	少数民族・先住民のこども	第3条	権利の主体		こどもは、生まれながらにして権利の主体であり、独立した人間として尊重される。
第31条	休み、遊ぶ権利	第5条	自分らしく成長する権利	第5号	自分を大切にしながら、遊びを楽しむこと。
		第6条	自分を守り、守られる権利	第4号	心身に必要な休息をとること。
第32条	経済的搾取・有害な労働からの保護	第6条	自分を守り、守られる権利	第2号	健やかに成長するために社会全体から必要な支援を受けること
				第5号	健やかな育ちが妨げられるとき、その状況から逃れること。
第33条	麻薬・覚せい剤などからの保護	第6条	自分を守り、守られる権利	第2号	健やかに成長するために社会全体から必要な支援を受けること
				第5号	健やかな育ちが妨げられるとき、その状況から逃れること。
第34条	性的搾取からの保護	第6条	自分を守り、守られる権利	第2号	健やかに成長するために社会全体から必要な支援を受けること
				第5号	健やかな育ちが妨げられるとき、その状況から逃れること。
第35条	誘拐・売買からの保護	第6条	自分を守り、守られる権利	第2号	健やかに成長するために社会全体から必要な支援を受けること
				第5号	健やかな育ちが妨げられるとき、その状況から逃れること。

こどもの権利条約		こどもの権利条例			
第36条	あらゆる搾取からの保護	第6条	自分を守り、守られる権利	第2号	健やかに成長するために社会全体から必要な支援を受けること
				第5号	健やかな育ちが妨げられるとき、その状況から逃れること。
第37条	拷問・死刑の禁止	第3条	権利の主体	/	こどもは、生まれながらにして権利の主体であり、独立した人間として尊重される。
第38条	戦争からの保護	第3条	権利の主体		こどもは、生まれながらにして権利の主体であり、独立した人間として尊重される。
第39条	被害にあったこどもの回復と社会復帰	第3条	権利の主体		こどもは、生まれながらにして権利の主体であり、独立した人間として尊重される。
第40条	こどもに関する司法	第3条	権利の主体		こどもは、生まれながらにして権利の主体であり、独立した人間として尊重される。